

議案第35号

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条第2項」を「第1条第2項第1号」に改める。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第32条の3 第6条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

付則第3項第2号中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 公布の日

(2) 第1条中幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の改正規定並びに次項の規定 令和元年12月14日

(3) 第1条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和2年4月1日
（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前項第2号に掲げる規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴う職員の給与に関する条例の一部改正により引用条文に移動があること、地方公務員法の一部改正により成年被後見人等に係る欠格条項が削除されること等に伴い、所要の改正及び規定整備を行う必要がある。